

常務理事	事務長	担当者

任意継続被保険者資格取得申請書

勤務していた時に使用していた被保険者証の				記号		番号	
申請者の氏名	(フリガナ) (氏名)	性 男・女 別	申請者の生年月日	昭 和 平 成	年 月 日		
申請者の住所	郵便番号						
	都道府県						
電話番号等	()			携帯	()		
勤務していた事業所名称等	事業所名称						
	事業所所在地						
資格喪失年月日(退職日の翌日)		令和 年 月 日(任意継続資格取得年月日)					
被扶養者の有無(どちらかに○)		有・無 「有」の方は、下記の被扶養者届〔資格取得時〕に記入してください。					
■退職の理由〔□に✓〕		□自己都合 □会社都合 □その他 ()					
■保険料の納付方法〔□に✓〕		□毎月納付 □9月分まで前納 □翌年3月分まで前納					
■初回納付支払方法〔□に✓〕		□郵送 □振込 *振込み先は健保までお問い合わせください					
※退職の理由によっては国民健康保険の方が保険料が安い場合があります。お問い合わせください。							
※初回手続時に、1ヵ月分の保険料の支払が必要です。 現金支払希望で、郵送で手続をされる場合は現金書留でご送付ください。 当組合事務所に来所の場合は手続の際にお支払いください。							
◎「9月分まで前納」及び「翌年3月分まで前納」を希望された場合、 資格取得年月日(※印)の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。							
●前納について…期間は年度単位で、最長で年度内の3月までとなります。前納すると保険料が若干割り引かれます。							
●9月分まで前納…3月から8月に資格取得した時の前納期間は、資格取得の翌月から年度内の9月までと3月まで(2回払)、9月から翌年2月に資格取得した時は、資格取得の翌月から年度末(3月)までの期間となります。							
●翌年3月分まで前納…資格取得した時の翌月から年度末(3月)までの期間となります。							

被扶養者届〔資格取得時〕

被 扶 養 者 欄	◎任意継続被保険者の資格取得時に有する被扶養者のみ記入してください。 住所欄「同居・別居」の別には○をつけてください。						
	被扶養者の氏名	被扶養者の生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	住所
	(フリガナ)	昭 平 令	年 月 日				同居・別居
						万円	
	(フリガナ)	昭 平 令	年 月 日				同居・別居
						万円	
	(フリガナ)	昭 平 令	年 月 日				同居・別居
						万円	
	(フリガナ)	昭 平 令	年 月 日				同居・別居
						万円	

<<添付書類>>

- 住民票(世帯全員)1通…全員必須(単身者の方も必要です)
- 18歳以上の扶養家族がいる場合は、加えて下記の書類もご用意ください。
(必要書類①②となっている場合はどちらも必要です)

職業等	学生	無職	パートタイマー等	年金受給者	別居
必要書類	学生証(写)	所得証明	①所得証明 ②給与明細(写)又は源泉徴収票(写)	①所得証明 ②年金支払通知(写)	①所得証明 ②送金証明4ヶ月分

- 18歳以下の方については添付書類は必要ありません。(高校生の方は職業欄に学校名・学年をご記入ください)

「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書」を提出される皆様へ
＜お知らせ＞

1. 任意継続被保険者になるためには

- ・任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要です。
 - (1)退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること。
 - (2)退職日の翌日から20日以内※1に当組合宛に手続きをすること。
- ・資格取得申請書を提出される際には、以下の点について留意してください。
 - (1)退職日の翌日から20日以内※1に申請書(添付書類含む)を提出すること。
 - (2)申請時にかかる健康保険料※2を同時に納付すること。
 - (3)郵送で申請を行う場合、申請書・健康保険料共に退職日の翌日から20日以内※1に到着、納付すること。

※1…20日目が土日・祝日の場合は翌営業日

※2…保険料については、退職時の標準報酬を元に決定します。詳しくは当組合までお問い合わせください。

2. 任意継続の加入期間について

- ・任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間です。
ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失します。
《資格を喪失する場合》
 - (1)毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
 - ・納付期限は毎月1日から10日まで※3です。
 - この期間を過ぎますと自動的に資格はなくなります。
 - ・11日以降に納めても資格は継続しませんので十分注意してください。
 - (2)就職等により、健康保険等の被保険者等となった場合
 - (3)被保険者の方が亡くなられた場合
 - (4)被保険者の方が後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入された場合

※3…10日目が土日・祝日の場合は翌営業日

上記注意事項を理解したうえで、任意継続被保険者資格取得申請書を提出いたします。

(※署名の年月日を必ずご記入ください。)

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印